

新居浜工業高等専門学校点検・評価実施規則

平成13年8月29日規則第4号

最終改正 平成29年3月28日

(目的)

第1条 この規則は、新居浜工業高等専門学校（以下「本校」という。）における教育研究活動及び管理運営等について行う点検・評価に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(点検・評価に関する事項)

第2条 点検・評価に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教育目標等に関する事項
- (2) 教育組織及び教育実施体制に関する事項
- (3) 教育・研究活動に関する事項
- (4) 教員の教育活動の評価体制に関する事項
- (5) 学生の受入に関する事項
- (6) 学生支援に関する事項
- (7) 地域との連携及び国際交流に関する事項
- (8) 財務に関する事項
- (9) 施設設備に関する事項
- (10) 管理運営に関する事項

(点検・評価の実施体制)

第3条 点検・評価は、点検・評価運営委員会（以下「運営委員会」という。）の総括の下に実施するものとする。

2 点検・評価を実施するため、点検専門部会を置く。

(運営委員会)

第4条 運営委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 校長
- (2) 副校長（評価担当）
- (3) 事務部長
- (4) 教務主事，学生主事及び寮務主事
- (5) 専攻科長
- (6) 各学科，数理科及び一般教養科の主任
- (7) 高度技術教育研究センター長
- (8) エンジニアリングデザイン教育センター長
- (9) 情報教育センター長
- (10) 総務課長及び学生課長

(所掌事項)

第5条 運営委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 点検・評価の方針の策定に関すること。
- (2) 点検・評価の実施計画の決定に関すること。
- (3) 点検専門部会への点検及び評価・企画の依頼に関すること。
- (4) 点検専門部会からの報告の取扱いに関すること。
- (5) 点検・評価結果のとりまとめ及び報告書の作成に関すること。
- (6) 点検・評価結果の公表に関すること。

(運営)

第6条 校長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

2 運営委員会は、必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴することができる。

(点検専門部会)

第7条 点検専門部会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 副校長（評価担当）
- (2) 教授又は准教授のうち、校長が指名した者 若干名
- (3) 総務課長及び学生課長

(所掌事項)

第8条 点検専門部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 運営委員会の付託に基づく点検の実施に関すること。
- (2) 点検結果のとりまとめ及び報告に関すること。
- (3) 点検結果に基づく評価に関すること。
- (4) 年度ごとの学校運営目標及び計画の評価に関すること。
- (5) 前2号の評価結果に基づく点検評価報告書の作成及び運営委員会への報告に関すること。
- (6) 機関別認証評価への対応及びその準備等に関すること。

(事務)

第9条 運営委員会の事務は、総務課において処理する。

(実施事項)

第10条 この規則に定めるもののほか、点検・評価の実施に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て校長が定める。

附 則

この規則は、平成13年8月29日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年8月26日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月16日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年6月11日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年2月8日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月15日から施行する。

附 則（平成29年3月28日 一部改正）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。